

災害廃棄物処分手数料の減免措置について

地震等に伴い多量の災害廃棄物が発生した場合について、以下の処理を行います。

1 家庭系災害廃棄物の処理について

一般家庭から排出された災害廃棄物については、行政処理施設において処分します。また、当該処分手数料について減免措置を講じます。

2 事業系災害廃棄物の処理について

町が処理対象とする災害廃棄物のうち、事業者から排出されたものについては、行政処理施設において処理する場合の処分手数料について減免措置を講じます。

3 災害により発生したものであることの確認

上記減免措置を受けるためには、対象となる廃棄物が災害により発生したものであることについて、以下の①と②の両方の確認が必要となります。

① 被災者であることの確認

罹災証明書または被災証明書の発行を受けていることを確認します。

② 災害に起因する廃棄物であることの確認

廃棄物の種類や災害により使用できなくなった廃棄物であることを事前に確認します。

4 処分の手続きについて

以下の担当部署において罹災証明書または被災証明書を申請する際、処分したい災害廃棄物があることをお申し出ください。

■各種証明書申請窓口：税務課 収納グループ 0178-88-2114

① 家庭系災害廃棄物の場合

普段のごみ出しで処理しきれない家庭系災害廃棄物は、排出者が自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に有償で委託をし、行政処理施設に持ち込む必要があります。

また、自ら処理施設に持ち込む場合は、事前に町民生活課 生活環境グループにご連絡ください。

なお、処分に当たっては可燃物・不燃物の分別が必要です。また、自ら持ち込む場合は、災害廃棄物以外の廃棄物との混載はしないでください。

■処分に関する問合せは町民生活課 生活環境グループ 0178-88-2119 まで。

※電話受付時間 平日 8時15分～17時

裏面に続く

② 事業系災害廃棄物の場合

事業系災害廃棄物は、排出者が自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に有償で委託をし、行政処理施設に持ち込む必要があります。持ち込みにあたっては、廃棄物の内容や量を確認する必要がありますので、内容に応じて以下まで必ず事前にご連絡ください。

(注意1) 処分にあたっては可燃物・不燃物の分別が必要です。

(注意2) 災害廃棄物と通常の事業活動で生じる廃棄物の混載はしないでください。

(注意3) 廃棄物の内容を確認できる車両（トラック等）による持ち込みをお願いします。

(注意4) 搬入時に受付で罹災証明書または被災証明書を確認します。廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合は、当該業者に罹災証明書または被災証明書（写し）をお渡しください。

■可燃物の連絡先 八戸清掃工場 0178-27-1351

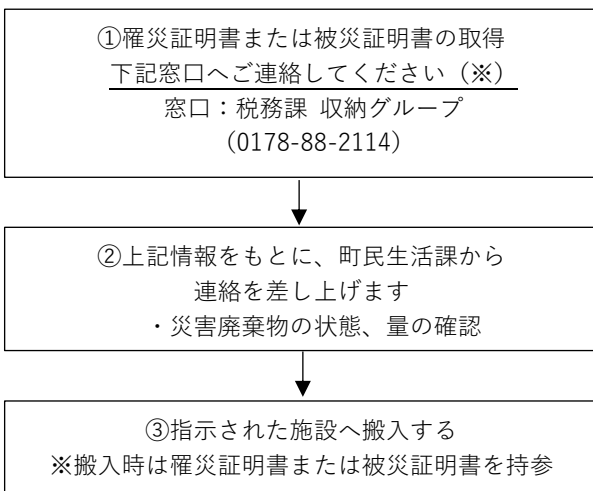
■不燃物の連絡先 八戸リサイクルプラザ 0178-70-2396

■コンクリート殻、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）の連絡先
町民生活課 生活環境グループ 0178-88-2119

※電話受付時間 平日 8時15分～17時

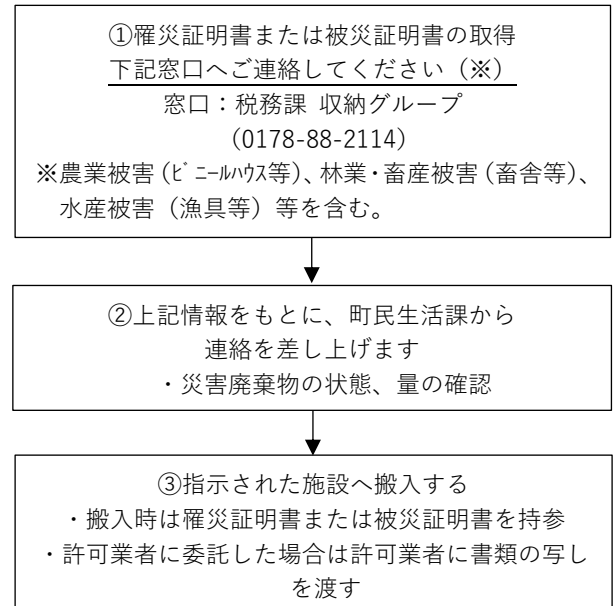
◎手続きのフロー図

◎一般町民の方



(※) 証明書の取得には時間がかかります。
そのほか、町民の方は通常の処分（透明または半透明の袋に入れて集積所に出す等）にもご協力お願いいたします。

◎事業者の方



<参考> 通常の処分手数料（減免を受けない場合）

家庭系可燃物 50 キログラムまでごとに 150 円

家庭系不燃物 50 キログラムまでごとに 150 円

事業系可燃物 50 キログラムまでごとに 460 円

事業系不燃物 50 キログラムまでごとに 460 円

※なお、今後、多量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、収集や処分の方法など、適宜、これらの運用を見直す場合がありますのでご了承ください。